

子供育成活動支援事業の拡充について

1 現 状

学習支援を週2回、食事提供を月2回実施し、子供の居場所を提供する活動を行う団体に対し、経費の一部を支援することで、親の就労や家庭事情等により、孤立しがちな子供やその家庭のための居場所の提供を行っている。

2 課 題

令和2年8月に実施した児童扶養手当受給者アンケートによると、約半数以上の方が学習支援、食事提供を利用したいと回答している。一方、学習支援、食事提供をそれぞれ単独で実施したい団体、個人から相談も受けているが、現状の子供育成活動支援の補助要件を満たしていないため実施に至っていない。そのため、区民ニーズに対応するよう、子供やその家庭のための居場所を増やすため、補助要件の見直しが課題となっている。

3 目 的

子供育成活動支援の補助要件を緩和し、新たな団体による事業実施を可能とすることで、子供の居場所や地域での交流機会を増やし、孤立しがちな子供やその家庭の支援を図ることを目的とする。

4 補助要件

現 行：下記のすべての事業を継続的に実施する団体に対し、補助する。

改正後：現行の補助要件に加え、下記【補助対象事業】中の（1）を必須事業とし、（2）を週1回以上実施または（3）を月1回以上実施のどちらかのみの場合も補助対象とする。

【補助対象事業】

- （1）子供が集い、交流する場の提供及び子供の交流の促進に関する事業
- （2）学習指導及び相談、進学相談等を行う事業
- （3）栄養バランスの取れた食事を提供する事業

5 予算額

9,420千円（内、拡充分1,920千円（480千円×4団体分））

※事業実施にあたっては、寄附型クラウドファンディングを活用する。

目標寄附額 1,500千円